

○高知県警察探偵業事務取扱規程

平成19年6月1日

高知県警察本部訓令第24号

改正 平成24年6月8日高知県警察本部訓令第20号

平成24年7月6日高知県警察本部訓令第23号

平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号

令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号

警察本部

警察署

(趣旨)

第1条 この規程は、探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第60号。以下「法」という。)及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。)並びに部課長及び署長事務専決規程(昭和42年12月本部訓令第25号)による署長の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(探偵業の開始の届出)

第2条 署長は、法第4条第1項の規定による探偵業開始届出書の提出を受けたときは、当該届出書及び添付書類の記載内容について審査をした後受理し、届出者に対して速やかに法第4条第3項に規定する書面(以下「探偵業届出証明書」という。)を交付するとともに、別記第1号様式の探偵業届出台帳(以下「届出台帳」という。)を作成するものとする。

2 署長は、前項の届出書を受理した場合において、届出に係る営業所が主たる営業所であるときは別記第2号様式の探偵業開始届出に対する調査書(以下「調査書」という。)の各事項について、その他の営業所であるときは営業所設置の事実の有無について、調査するものとする。

3 前項の調査の結果、支障がないと認めたときは、当該届出書副本(添付書類を含む。以下同じ。)の余白に処理結果を記載し、調査書及び届出台帳の副本(以下「関係書類」という。)を添え、速やかに本部長に報告しなければならない。また、法第3条各号のいずれかに該当し、又は法第5条の規定に違反するものであると認めたときは、当該届出書副本に関係書類を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

(廃止の届出)

第3条 署長は、法第4条第2項の規定による探偵業廃止届出書を受理したときは、保管の届出台帳を整理するとともに、当該届出書副本を送付して、速やかに本部長に報告しなければならない。

(変更の届出)

第4条 署長は、法第4条第2項の規定による探偵業変更届出書の提出を受けたときは、当該届出書及び添付書類の記載内容について審査をした後受理し、届出者に対して新たな探偵業届出証明書を交付するとともに、保管の届出台帳を整理するものとする。

2 署長は、前項の届出書を受理したときは、調査書のうち変更に係る事項を調査するものとする。

3 前項の調査の結果、支障がないと認めたときは、当該届出書副本の余白に処理結果を記載して本部長に報告しなければならない。また、法第3条各号のいずれかに該当し、又は法第5条に違反するものであると認めたときは、当該届出書副本に係る書類を添え、かつ、意見を付して速やかに本部長に報告しなければならない。

(探偵業届出証明書の再交付)

第5条 署長は、府令第4条第2項の規定による探偵業届出証明書再交付申請書を受理した場合において、当該申請書の記載内容について審査し、保管の届出台帳と照合して事実と相違ないと認めたときは、申請者に対して新たな探偵業届出証明書を作成して交付するとともに、当該申請書副本の余白に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

(探偵業届出証明書の返納)

第6条 署長は、府令第4条第3項及び第4項の規定による探偵業届出証明書の返納の申し出を受けたときは、届出者から別記第3号様式の探偵業届出証明書返納理由書(以下「返納理由書」という。)を徴するものとする。

2 署長は、返納理由書を徴したときは、保管の届出台帳を整理するとともに、当該理由書副本の余白に処理結果を記載して速やかに本部長に報告しなければならない。

(立入検査等)

第7条 署長は、法第13条の規定により探偵業者に対して報告若しくは資料の提出を要求し、又は営業所に対する立入検査(以下「立入検査等」という。)を実施したときは、その状況を速やかに本部長に報告しなければならない。この場合において、当該営業所が他の公安委員会の管轄区域にある場合にあっては、立入検査等の事前に本部長に報告しなければならない。

2 署において立入検査等を行う者は、生活安全部門を担当する職員のうちから署長が指定する者で、法第13条第2項の規定による身分を示す証明書の交付を受けたものとする。

3 立入検査等の実施に当たっては、探偵業者の営業の自由を妨げるものがない

よう留意するとともに、特に秘密の保持に努めなければならない。

(指示の上申)

第8条 署長は、法第14条の規定により探偵業者に対して指示を行う必要があると認めるときは、別記第4号様式の探偵業指示上申書に疎明資料を添え、本部長を経て公安委員会に上申するものとする。

(営業の停止等の上申)

第9条 署長は、法第15条の規定により営業の停止又は営業の廃止を命ずる必要があると認めるときは、別記第5号様式の探偵業行政処分上申書に疎明資料を添え、本部長を経て公安委員会に上申するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成24年6月8日高知県警察本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年7月6日高知県警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成31年2月18日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、平成31年2月19日から施行する。

附 則(令和元年12月10日高知県警察本部訓令第3号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

(別記様式省略)